

# ほのぼの通信



青森市社会福祉協議会

Tel. 017-723-1340

青森市社会福祉協議会浪岡支部

Tel. 0172-62-9011

## 南部中央地区の訪問活動



南部中央地区の訪問活動の様子



訪問対象世帯の Aさん

Aさんは、普段 近くのショッピングセンターに運動がてら買い物に行ったりしていますが、現在利用している福祉安心電話の相談員とお話をすると他に、なかなか人と接する機会が少なく、協力員さんの訪問はうれしいということで、積極的にお話をされていました。

Aさんは、もともと他県で生活しており、10年くらい前に故郷である青森県に帰ってきてからは、なかなか地元の人の中に入っていきづらく、近所付き合いもあいさつ程度ということで定期的な訪問や電話で、見知った人と話をするのは、楽しいということでした。

協力員さんは、これからも訪問活動を続け、Aさんと交流を図っていくそうです。

また、平成27年2月16日（月）南部中央地区社会福祉協議会では、「ほのぼのコミュニティ21推進事業交流研修会」を開催しています。

研修会では、事業の内容と南部中央地区の実態について、三和会長をはじめ南部中央地区社協の関係者が参加し、市社協の担当者より説明が行われました。参加者は、事業への理解を深め、これから活動について思いを巡らせているようでした。



南部中央地区研修会の様子（浜田福祉館）

# 研修会

地区社会福祉協議会では、ほのぼのコミュニティ21推進事業や対象者が置かれている状況への関心を深めるため、研修会が開かれています。今回は、勝田奥野地区・野内地区の研修会の様子をご紹介します。

## 勝田奥野地区



勝田奥野地区研修会の様子（県民福祉ﾌﾟﾗｻﾞ）

平成27年2月23日（月）勝田奥野地区社会福祉協議会で、「ほのぼのコミュニティ21推進事業協力員研修会」が開催されました。種市会長他、地区社協の関係者が参加し、各町会の事例発表や市社協担当者より、「活動事例及び現状と課題」についての説明が行われました。

活動事例においては、活発な議論が行われました。

平成27年2月24日（火）野内地区社会福祉協議会で「平成26年度ほのぼの交流協力員研修会」が開催されました。山谷会長をはじめとして、地区社協の関係者が参加し、法テラス職員による「高齢者が係わる身近な法的トラブルと法テラス」についての講演や各町会からの事例報告が行われました。

身近なトラブルに関する講演ということもあります。参加者は熱心に耳を傾けていました。

## 野内地区



野内地区研修会の様子（ゆ～さ浅虫）

## ほのぼのコミュニティ21推進事業について

各地区社会福祉協議会の皆様には、「ほのぼのコミュニティ21推進事業」について日頃より多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

近年、地域コミュニティの希薄化等により、昔からの「近所づきあい」がなくなってきたということが社会的な問題となっておりますが、本事業について考えてみると、支えを必要とする対象世帯や協力員を地域から見つけることが困難になってきているということが言えるのではないかと思います。実際に、青森市における協力員数や対象世帯も減少傾向にあり、事業を実施できない地区も増えてきています。

このような現状を改善していくためには、日頃からの「近所づきあい」「ほのぼの交流活動」を地道に続けていくことが必要だと考えられます。

今後とも、各地区社会福祉協議会、協力員の皆様のご協力をお願いいたします。

# 福祉安心電話サービスについて

福祉安心電話サービスは、家にいて急に具合が悪くなった時や、悩み事・相談があれば24時間ボタンを押すだけで「福祉安心電話中央センター」につながり、救急車の依頼や、協力員が訪問することができるサービスです。



○対象者～65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 等

○申 請～現在住んでいる地域の包括支援センター

○料 金～設置費用6万6千円、月会費 千円／1ヶ月（設置の翌月より）

※生活保護世帯では、設置費用、会費が無料となります。（市民税非課税世帯は設置費用のみ無料となります。）

※設置にあたっては、担当民生委員を含む3名以上の協力員の確保が必要となります。また、IP電話（050番）、固定電話サービスが「光ファイバー」「KDDIのメタルプラス」の一部では、システムの都合上設置ができない場合があります。

相談も緊急事態も

## ボタンを押すだけで24時間 対応します。



地元の社会福祉協議会につながります。



困っていることや連絡すること、福祉サービスの相談など、何でもお話ししてください。

本地区の社会福祉協議会が不在のときは、中央センター（青森市）につながります。



あなたの希望にあわせて対応します。



救急車を呼んだり、協力員に行っこいしたりいたします。



中央センターに（青森市）につながります

折り返しあなたに電話をしてあなたの様子をあうかがいします。

もし応答がなかったら

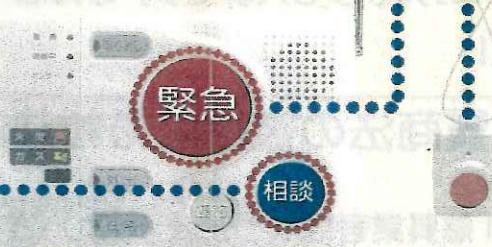


協力員があなたの家にかけつけます。

あなたの状態に合わせて対応します。

緊急

相談



本電話に出られなくても、スピーカーでそのまま話しかけられます。

■火災にも安心  
火災報知器がセットになっています。熱を感知すると、中央センター（青森市）で消防車を要請します。

■ふれあいティーフォン  
週に1回程度、地元の社会福祉協議会から「お元気ですか」「お変わりありませんか」と、あなたに電話し、様子をおうかがいします。

■ふれあいのネットワークづくり  
協力員はあなたの希望をきいてえらびます。近所の人やお友だちなどと「共に支え合い」、「共に助け合う」まちづくりをすすめます。

■安心のネットワークづくり  
社会福祉協議会や行政、消防署、病院などと連携して、あなたの安心を見守ります。

＊取付は簡単／自宅でお使いの電話器に付けることで、利用できます。

必要のある方は、現在住んでいる地域の近くの包括支援センター又は、  
青森市社会福祉協議会（☎017-723-1340）にご連絡下さい。

# 悪質商法に気をつけよう！！



悪徳商法は、ますます手口が悪質化・巧妙化してきています。代表的なものとして「振り込め詐欺」の名称で知られている「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」などがありますが、最近では、2020年の東京オリンピック開催決定に伴うオリンピック関連の架空請求事業への出資を募る詐欺被害も出ています。

## まだまだある こんな手口

【押し付け商法】～高額な商品等を販売するため、家に上がり込み長時間居座ったり、「商品を買うまでは絶対に帰らない」と脅かしたりして、高額な布団や消火器等を無理やり売りつける商法です。

【利殖勧誘事犯】～資産を少しでも増やしたいという願望につけ込み、「未公開株」「海外事業への出資」「外国通貨」等の投資話を装って、「元本保証」「絶対に儲かる」等のウソをつき出資金をだまし取る事犯です。

【点検商法】～住宅や配管等の無料点検を装って家庭を訪問し、「柱にヒビが入っている。このままでは家が倒れる」とウソを言い、必要のない工事を施工したり、商品を売りつけたりする商法です。

【送り付け商法】～代金引換サービス等を利用して、健康食品等を一方的に送り付け、購入させる商法です。

詐欺を行う悪質業者が狙っているのは、高齢者です。

高齢者の被害を防ぐためには、高齢者自身の日頃からの心掛けも大切ですが、家族や地域の方々の見守りも大事です。みんなで高齢者を詐欺被害から守りましょう！



### ～悪質商法の被害にあわない為に～

「悪質業者は う・そ・つ・き！」

- (う) ~ うまい話を信用しない！
- (そ) ~ そだんする！
- (つ) ~ つられて返事をしない！すぐに契約しない！
- (き) ~ きっぱり！断る！

不安を感じた時や、被害にあった時はすぐに最寄りの警察署や  
青森市消費生活センター（☎017-722-2326）へご連絡下さい。